平成２２年（フ）第１１５号
滋賀県蒲生郡日野町山本字堀切788―25、住民票上の住所滋賀県東近江市石塔町765番地
債務者　澤田　忠詔
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森野　有香
4　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県明石市天文町２丁目１番10号　フレール天文101号
債務者　北原　一慶
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
広島県呉市焼山中央１丁目13番６―301号
債務者　サロンドエムスこと　大地　利昭
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８４号
広島県呉市焼山中央１丁目13番６―301号
債務者　大地　弥枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９７号
宮崎市大字恒久1747番地９
債務者　杉田　純子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人近藤日出夫法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１０６号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番２―505号
債務者　松宮　喜久
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９５号
大阪市東淀川区井高野４丁目１番７―404号
債務者　菊井　　明
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　将規
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３４号
愛知県稲沢市松下２丁目14番４号　松下倶楽部Ａ201
債務者　小﨑　幸二
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3936番地11
債務者　谷津　正行
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１４０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3936番地11
債務者　谷津美佐子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５１号
群馬県太田市内ケ島町1199番地６
債務者　飯田　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７号
北海道根室市光洋町３丁目37番地　コーポ吉谷５号室
債務者　高倉千代美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１０９号
静岡県富士宮市山宮14番地の２、前住所静岡県富士宮市万野原新田3042番地の６、前々住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷61番地３、前々々住所静岡県沼津市大岡3223番地の14
債務者　小林　妙子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２５号
静岡県富士宮市舞々木町287番地の３、前住所静岡県富士宮市舞々木町643番地
債務者　渡辺　有希
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２６３０号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―504号
債務者　大谷　祐江
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部